

公共交通①-05 東京メトロ西ヶ原駅

事業主体：東京地下鉄株式会社
鉄道本部鉄道統括部計画課

記入日：平成29年 月 日

<対応方針凡例>
 短期：短期的（H29年度～H32年度）な対応を検討
 中期：中期的（H33年度～H37年度）な対応を検討
 長期：長期的（H38年度以降）な対応を検討
 継続：継続的な実施を検討（ソフト対策など）
 済：対応済み
 ×：対応困難（構造面or費用面orその他）
 *：該当しない・不明

参考資料 1

② 旅客施設（鉄道駅）の共通の配慮事項 ※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	旅客施設（鉄道駅）の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	通路	エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。	長期	別出入口へのエレベーターの増設（複数ルート目の確保）を検討します。
2		主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。	長期	案内所（駅事務室）への誘導が未整備。駅改装に合わせて設置。
3	上下移動	階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。	長期	駅改良時に検討します（2段手摺）
4		エレベーターは、車いすが複数乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。	継続	十分な広さについては、昇降路寸法が確保できれば設備課としては対応可能、その他仕様については、緊急時の表示以外は設備課で対応可能
5	ホーム	転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵を設置する。また、駅や車両の構造上、設置不可能なホームでは、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵、内方線付点状ブロックを設置する。	済	ホームドア設置済
6		ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。	×	対応困難（規定上の限界まで小さくしている）
7		乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。	済	ベンチ増設対応済
8		排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。	*	該当しない
9	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など）。	長期	駅トイレ改装計画による
10		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。	長期	駅トイレ改装計画による
11		利用者が多い施設では、一般トイレの多機能化やベビーカーで入れる便所の確保などにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする。	長期	駅トイレ改装計画による
12		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	長期	駅トイレ改装計画による
13		多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	長期	駅トイレ改装計画による
14		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	継続	トイレには音声案内装置（営業部財産）が設置されている。設置は、電気部ではなく全社的な対応が必要。
15		多機能トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	済	対応済
16	券売機等	車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルなど、車いす使用者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。	長期	駅改良時に検討いたします。
17	案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	済	今年度初に実施した案内サインリニューアルで、分かりやすい表示に更新しました。
18		駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。	済	音声案内については、運転見合わせ時には自動放送が流れるほか、適宜肉声放送を実施しています。視覚情報については、自動旅客案内装置及び改札口ディスプレイによる遅延情報等の表示を行っています。
19		可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。	済	自動旅客案内装置については、視認性に留意しているほか、階段付近等お客様の目につきやすい箇所への設置を行っています。
20		改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。	済	トイレには音声案内・構内触知図を、改札口には構内触知図を整備済みです。
21		駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内を紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。	済	東京メトロ全駅のバリアフリー案内について記載している「バリアフリー便利帳」という冊子を青ラックにて配布しています。
22		改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。	済	係員呼び出しインターホンが押下された場合は、駅事務所に設置されているモニターで状況を確認の上、必要に応じて駅係員が急行して対応しています。
23		筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。	済	事務室及び各改札口に筆談用具を設け、設置を示す案内を掲示しています。
24		自動改札機はIC専用改札機と磁気券対応改札機の違いがわかるような案内表示を設置する。	済	対応済

25	人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。	継続	全駅社員への研修を毎年度実施し、お客様へのご案内向上を図っています。
26		駅や車両利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。	済	鉄道利用に関する各種マナーについて、改札口ディスプレイ、ポスター及び構内放送で啓発を図っています。

③ 施設個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	施設個別の区民意見等	施設個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
27	上下移動	階段の上り下りの通行位置が蹴上に表示されているので、わかりにくい。踏面に表示されているほうがわかりやすい。また、階段の手前にも表示があるとよい。	階段の通行位置を階段の手前や踏面に表示する。	短期	今年度初に実施した案内サインリニューアルで、一部階段付近に、けあげのほか壁面や下がり壁に通行区分の案内サインを設置しました。残りの箇所についても同様箇所への案内サイン設置を実施します。
28	上下移動	エレベーター内に非常用品の入った厚さ5cmほどのボックスが設置されているが、手すりの下にあるので車いすやベビーカーが両方入るには狭い。	エレベーターは、車いすが複数乗れる十分な広さとする。	長期	非常時の使い勝手等を考慮すると位置を抜本的に見直すことは難しいため、今後設置するエレベーターの20人乗り可や非常用品ボックスの薄型化等、可能な対応を検討してまいります
29	ホーム	ホームと車両間の段差が大きい。	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。	×	対応困難（規定上の限界まで小さくしている）
30	ホーム	階段から車両への視覚障害者誘導用ブロックの敷設ルートは最短ルートにはなっているが、混雑時にぶつかる危険性があるので改善した方がいい。	視覚障害者が人とぶつからないように動線に配慮して、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	長期	駅改良時に検討いたします。
31	ホーム	混雑時は通路が狭い。	エレベーターから車いす乗降車両までは幅員の十分な経路を設定する。	×	車いすをご利用のお客様が通れる幅は確保していますが、駅構造上、幅員が比較的狭い箇所があります。お身体の不自由なお客様をご案内する際には十分留意してご案内に努めます。
32	トイレ	(一般トイレ) 洋式トイレの個室に手すりがあるところと無いところがあるので、各個室に手すりの有無が入る前にわかるような案内表示があるとよい。	トイレ出入口に各個室の手すりの有無を示す案内表示を設置する。	継続	※他の駅と合わせて検討
33	トイレ	(一般トイレ) 荷物掛けがあったが、ロングコートも掛けられるものもあるとよい。	一般トイレの高い位置にも荷物掛けを設置する。	長期	駅トイレ改装計画による
34	トイレ	(一般トイレ) 出入口に階段があったが、段数もなかったのがスロープにしてはどうか。	一般トイレ出入口をスロープにするなど段差を解消する。	長期	駅トイレ改装計画による
35	トイレ	(多機能トイレ) 扉が開ききらず、途中で止まってしまう。	多機能トイレの扉を改修し、車いすが通行できる十分な幅員を確保する。	長期	駅トイレ改装計画による
36	トイレ	(多機能トイレ) 点字の触知案内図が小さい。	大きくわかりやすい触知案内図を設置する。	継続	日本点字図書館の監修の基製作しています。次回の更新時に検討することとします。
37	トイレ	(多機能トイレ) 音声案内が設置されているが、音が小さく感じる。	音声案内の音量が聞き取れるように調整する。	継続	お客様からの意見を踏まえ、駅で適宜調整しています。
38	トイレ	(多機能トイレ) 荷物用フックが車いす使用者の目線になっているので危険である。位置を変えた方がいい。	多機能トイレの荷物掛けを安全な場所に移設する。	継続	※他の駅と合わせて検討
39	券売機等	車いす使用者は画面が反射して見えなかった。	車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルなど、車いす使用者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。	長期	駅改良時に検討いたします。
40	券売機等	券売機のテンキーに「目の不自由なお客様用」と案内表示があったが、テンキーの操作方法がわからない。	券売機のテンキーの操作方法がわかる案内表示を設置する。	継続	目の不自由なお客様にとって、案内表示でのご案内では十分に対応できないと判断しているため、券売機には駅係員よびだしボタンを設置しているほか、お困りのお客様に対してのお声かけを徹底することで対応します。
41	案内設備・情報のバリアフリー	ホームドアに表示されている注意書きにはルビが振られているものとそうでないものが混在している。	注意書きには統一してふりがなを振る。	済	ホームドアに表示されている案内については、過去に設置したものに一部ふりがなをふったものが設置されていますが、新しく設置を行うものについては分かりやすい簡易な案内文とし、ふりがなについてはふらないこととし、統一を図っています。
42	案内設備・情報のバリアフリー	改札口正面の駅周辺地図がわかりにくいので、ルートごとに色分けされているとよい。	駅の利用者への分かりやすい周辺地図を提供する。	×	周辺建物へのルート表示は煩雑になるため対応不可
43	人的対応・ こころの バリアフリー	駅員が券売機のテンキーの操作方法を把握していない。	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続	全駅社員への研修を毎年度実施し、お客様へのご案内向上を図っており、今後も適切なご案内を行えるよう継続して教育を実施します。

⑤ 実施に際し配慮すべき事項等

エスカレーター設置及びエレベーター増設等にあたっては、ご利用状況や用地買収を含めた長期的な検討が必要

② 道路の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	道路の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	歩道等	歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。	短期	無電柱化事業の一環で、歩道の傾きやがたつき解消の検討を図る。
2		横断歩道接続部の勾配を解消し（5～8%以下）、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。	短期	無電柱化事業の一環で、横断歩道接続部の勾配解消の検討を図る。
3		地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。	*	
4		歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。	*	該当箇所については随時対応
5		歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。	*	
6		歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。	*	
7		駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。	*	
8	バス乗降場・ バス停留所	バス停留所にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。（バス事業者との連携）	*	
9		バス停留所を設置する歩道は、バスが正着（バス停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（バス事業者との連携）	*	
10	タクシー乗降場	タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする（2cmを標準）。	*	
11	視覚障害者誘導用 ブロック	視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。	短期	無電柱化事業の一環で、JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックに更新する。
12		沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。（施設設置管理者と連携）	*	
13	歩道のない道路	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。	*	
14		路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）	*	
15		歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。	*	
16		バス停留所を設置する道路は、安全な待合スペースを確保する。（バス事業者と連携）	*	
17	安全対策	長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。	*	
18		電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。	短期	無電柱化事業の一環で、歩行者の妨げとなっていた電柱を撤去する。
19	案内設備・情報の バリアフリー	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。	*	
20		エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。	*	
21		視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。	*	
22	維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。	*	該当箇所については随時対応
23		工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。	継続	無電柱化事業中につき、多様な利用者の安全に配慮し現場を維持管理する。
24	普及・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。	*	該当箇所については随時対応
25		自転車走行空間と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。（交通管理者と連携）	*	該当箇所については随時対応
26		駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。	*	該当箇所については随時対応

③ 経路個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	経路個別の区民意見等	経路個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
27	歩道等	都道458号のタイル舗装で濡れると滑りやすい。（駅前広場～東台橋下）	透水性舗装など雨天時にも滑りにくい舗装に改修する。	短期	無電柱化事業の一環で、事業範囲内の舗装は雨天でも滑り難い舗装に仕上げていく。

② 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	建築物・路外駐車場の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	出入口・敷地内通路(屋外)	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携)	継続	段差解消は解消できているが、道路と建築物までの連続した誘導ブロックの設置について検討する。
2		主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。	済	対応済
3	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。	済	対応済
4		主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。	済	対応済
5	上下移動	階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。	済	対応済
6		2階以上の施設には、エレベーターを設置する。	済	対応済
7		エレベーターは、車いすが複数乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。	済	対応済
8	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など)。	済	誰でもトイレを設置し対応済
9		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。	済	誰でもトイレを設置し対応済
10		利用者が多い施設では、一般トイレの多機能化やベビーカーで入れる便所の確保などにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする。	済	一般トイレにベビーカーはスペース的に困難であるが、1階に赤ちゃん休憩室を設置済
11		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	済	対応済
12		多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	済	トイレ-ス戸当り兼用型荷物掛けの高さ約180cmに設置。180cm以下は顔の高さになり設置していない。
13		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	済	誰でもトイレを設置し対応済
14		多機能トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	済	誰でもトイレを設置し対応済(一般トイレなし)
15	案内設備・情報のバリアフリー	施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	済	対応済
16		パンフレットやWEBなどを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。	継続	情報提供方法について検討する。
17		施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。	済	エレベーターのみ音声案内対応済。
18	筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。	継続	設置場所や案内方法等について検討する。	
19	駐車場・駐輪場	施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。	済	対応済
20		利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	済	対応済
21	その他設備	受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する(座位用、膝が入る構造)。	済	対応済
22		貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。	継続	設置時期や案内表示について検討する。
23		授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。	済	対応済
24		商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。	*	該当しない
25		区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。	済	対応済
26	人的対応・こころのバリアフリー	施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。	済	誘導用ブロック及び警備員による誘導にて対応済
27		多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。	済	対応済
28		施設利用のマナー・ルール(施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターでの利用など)について、利用者への周知・啓発を行う。	継続	施設利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を検討する。

③ 施設個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	施設個別の区民意見等	施設個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
29	出入口・敷地内通路(屋外)	道路と歩行者入口の境界の段差が大きい。	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消する。	継続	切下げ型L型溝へ改修の検討
30	出入口・敷地内通路(屋外)	視覚障害者誘導用ブロックがない。	道路と建築物の連続性に配慮し、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携)	継続	道路と建築物までの連続した誘導ブロックの設置について検討する。
31	建物内通路	1階から地下への階段の上部に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。地下は庁舎として利用していないようだが、転落の可能性があるため設置した方がよい。	1階から地下への階段の上部に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	継続	視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討(1階から地下への階段上部への警告ブロック設置)
32	トイレ	トイレが一段高いところにあるのでスロープが設置されているが、視覚障害者には移動経路がわかりにくい。	スロープの手すりに点字表示を設置する。また、バリアフリー設備の配置状況がわかる触知案内図を設置する。	継続	点字表示および触知案内図等の設置について検討する。
33	案内設備・情報のバリアフリー	階段の手すりに点字表示がない。	階段の手すりに点字表示と墨字表示の案内を設置する。	継続	点字表示の設置について検討する。
34	案内設備・情報のバリアフリー	トイレに関する点字表示がない。	トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。	継続	点字表示および触知案内図等の設置について検討する。
35	案内設備・情報のバリアフリー	庁舎入口の案内に点字の案内があるが、内容が更新されていない。	案内板の点字表示の情報内容を更新する。	継続	エレベータの操作ボタンには点字表示があるが、他はない。点字表示および触知案内図等の設置について検討する。

⑤ 実施に際し配慮すべき事項等

庁舎使用期間及び費用対効果を十分に精査し検討する必要がある。

② 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	建築物・路外駐車場の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	出入口・敷地内通路(屋外)	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携)	短期	
2		主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。	済	
3	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。	済	
4		主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。	済	
5	上下移動	階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。	短期	
6		2階以上の施設には、エレベーターを設置する。	済	
7		エレベーターは、車いすが複数乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。	済	
8	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など)。	済	
9		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。	済	
10		利用者が多い施設では、一般トイレの多機能化やベビーカーで入れる便房の確保などにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする。	済	
11		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	済	
12		多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	済	
13		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	短期	
14		多機能トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	済	
15	案内設備・情報のバリアフリー	施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	済	
16		パンフレットやWEBなどを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。	短期	HP等での情報提供検討する
17		施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。	短期	判り易い館内案内図検討配置する
18		筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。	短期	判り易い館内案内図検討配置する
19	駐車場・駐輪場	施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。	済	
20		利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	短期	
21	その他設備	受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する(座位用、膝が入る構造)。	済	
22		貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。	×	
23		授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。	短期	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置
24		商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。	×	
25		区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。	短期	
26	人的対応・こころのバリアフリー	施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。	短期	
27		多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。	済	
28		施設利用のマナー・ルール(施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など)について、利用者への周知・啓発を行う。	済	

② 都市公園の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	都市公園の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	出入口	敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する(90 cm以上)。	済	敷地境界における段差は無い。
2		二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した構造とする。	*	園内は自転車不可のため該当しない。
3	園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。	×	旧古河庭園全体が文化財に指定されているため、改修が困難。豆砂利舗装の一部においては、砂利が移動しにくい素材(商品名:砂利思い)を敷き、車椅子用の移動路を確保している。また希望者に砂利道用車椅子の貸出しを行い対応している。
4		主要な園路には段差や急な勾配を設けない。	×	地形的制約や文化財であるため困難な箇所があるが、園内のバリアフリールートを設定し、掲示することで対応。
5		主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する(120 cm以上)。	×	地形的制約や文化財であるため困難な箇所があるが、園内のバリアフリールートを設定し掲示することで対応。
6	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など)。	中期	トイレの改修(改修時期未定)に合わせ、検討する。
7		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。	中期	トイレの改修(改修時期未定)に合わせ、検討する。乳幼児用設備(ベビーカーチェア、オムツ交換ベッド)は設置済。
8		利用者が多い施設では、一般トイレの多機能化やベビーカーで入れる便所の確保などにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする。	中期	トイレの改修(改修時期未定)に合わせ、検討する。
9		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	済	既存のトイレでは適合済み
10		多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	中期	トイレの改修(改修時期未定)に合わせ、検討する。
11		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	中期	トイレの改修(改修時期未定)に合わせ、検討する。
12	多機能トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	中期	多機能トイレには非常用呼び出しボタンを設置済。一般トイレの個室についてはトイレ改修に合わせ検討する。	
13	案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する(必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など)。	済	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図を設置済。案内図やピクトグラムを活用した案内表示については、改修時に文化財関連部署と協議しながら検討して行く
14		筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。(管理事務所)	短期	筆談用具は設置済。筆談用具の設置を示すマーク(耳マーク)の設置を準備中。
15	休憩施設	日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。	済	対応済。
16		車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。	中期	施設の改修に合わせ、水飲みの必要性の有無も検討しながら、文化財関連部署と協議しながら検討して行く。
17	維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。	継続	良好で適切な維持管理を継続する。
18		多機能トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。	×	多機能トイレは庭園内に設置されており、庭園の開園時間が東京都条例で決められていることから、開園時間外の対応は困難。条例で定める時間(午前9時~午後5時)は常時利用できるようにしている。
19		利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	*	園内は自転車不可。
20	人的対応・こころと情報のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	済	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施している。

③ 施設個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	経路個別の区民意見等	経路個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
21	出入口	視覚障害者誘導用ブロックがない。	出入口から案内施設までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	×	旧古河庭園全体が文化財に指定されているため、改修が困難。
22	園路	砂利道が多く車いすは重くて押しにくい。	砂利道用車いすの貸し出しをしている旨をわかるように表示する。	短期	早急に砂利道用車いすの貸し出しをしている旨をわかるように掲示する。
23	トイレ	出入口前が急なスロープだった。	トイレ出入口の勾配を緩やかにする。	中期	トイレの改修（改修時期未定）に合わせ、検討する。
24	トイレ	多機能トイレ内に大型ベッドがあるとよい。	多機能トイレに大型ベッドを設置する。	中期	現在のトイレでは、ブースの広さの関係で困難。トイレの改修（改修時期未定）に合わせ、検討する。
25	トイレ	オストメイト対応となっていない。	オストメイト対応設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。	中期	トイレの改修（改修時期未定）に合わせ、検討する。
26	案内設備・情報の バリアフリー	耳マークがなく、筆談具などが用意されているかわからない。	筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。（管理事務所）	短期	筆談具は設置済。筆談具の設置を示すマーク（耳マーク）の設置を準備中。
27	案内設備・情報の バリアフリー	車いす使用者がいたら、砂利道用車いすの貸出があることを案内してほしい。砂利道用車いすは、障害者用にしまっておくのではなく、もっと積極的に表示や案内を行い、目の不自由な人や高齢者をはじめ、体験用として貸し出すことで、定期的に使われ、きちんとメンテナンスされていくのではないか。	砂利道用車いすの積極的な活用を検討する。	済	職員が車椅子利用者に声かけを行い、利用を促している。
28	人的対応・ こころと情報の バリアフリー	洋館に全く入れないのは残念。日を決めて、人的対応で特別公開などができるとよい。	人的対応により、階段利用が困難な高齢者・障害者等も洋館に入館できる日を設ける。	中期	施設管理者等と協議しながら検討して行く。
29	その他設備	カウンターが高く、車いす使用者に対応した受付となっていない。	受付は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。	短期	施設の改修に合わせカウンターの高さの改修を検討。当面は人的対応を行う。

⑤ 実施に際し配慮すべき事項等

工事を行うに当たっては、旧古河庭園が文化財に指定されているため、文化財保護法の規程により文化庁、東京都教育委員会、北区教育委員会などの文化財関連部署との協議並びに許可を得る必要がある。